

【資料1】

令和8年度阿仁熊牧場校外学習誘致業務委託企画提案競技実施要領

1 趣旨

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「阿仁熊牧場校外学習誘致業務委託」に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

2 業務内容

(1) 業務名及び数量

阿仁熊牧場校外学習誘致業務委託一式

(2) 業務の仕様等

別添【資料2】令和8年度阿仁熊牧場校外学習誘致業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月28日（日）まで

(4) 委託額の上限

2,719,750円（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施スケジュール（予定）

(1) 企画提案競技関係書類の交付	令和8年4月8日（水）から
(2) 質問票の提出期限	令和8年4月15日（水）正午まで
(3) 参加資格確認申請書等の提出期限	令和8年4月22日（水）午後5時まで
(4) 企画提案書等提出期限	令和8年4月22日（水）午後5時まで
(5) 参加資格確認の結果通知	令和8年4月24日（金）
(6) 審査会の開催	令和8年4月24日（金）
(7) 審査結果の通知	令和8年4月27日（月）予定
(8) 契約締結	令和8年4月27日（月）以降

4 事務局

秋田県生活環境部生活衛生課 食品安全・動物愛護チーム

住 所 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電 話 018-860-1593

F A X 018-860-3856

メールアドレス syokuhin@mail2.pref.akita.lg.jp

5 書類の交付

企画提案競技関係書類は、次により交付します。

(1) 交付期間

令和8年4月8日(水)から4月22日(水)午後5時まで

(2) 交付場所

秋田県生活環境部生活衛生課

(3) 交付書類

ア 【資料1】 企画提案競技実施要領(本書)

イ 【資料2】 仕様書

ウ 【資料3】 審査要領

エ 【資料4】 様式

(4) その他

交付書類は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札情報」－「コンペ情報」に掲載します。

6 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問を、「実施要領等に関する質問票」(様式5)により受け付けます。

(1) 受付期間

令和8年4月8日(水)～4月15日(水)正午まで

(2) 受付場所

秋田県生活環境部生活衛生課

(3) 提出方法

電子メール(電話など電子メール以外の方法による質問は受け付けません。)

(4) 回答方法

回答は、電子メールにより速やかに行うほか、質問及び回答の内容を秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「コンペ情報」に掲載します。

なお、回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなします。

7 参加資格要件

この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件のすべてを満たす者としてします。

(1) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者で、県の求めに応じて速やかに来庁し協議できる体制を整えている者

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体ではない者

8 参加資格

(1) 参加資格の確認

参加者は、次のアの提出書類をイの提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けてください。

なお、郵送により提出する場合は、提出期限までの必着とします。

ア 提出書類

(ア) 企画提案競技参加資格確認申請書（様式1） 1部

(イ) 会社概要（様式2） 1部

なお、様式2については、様式が求める事項が記載された会社パンフレット等の既存資料に代えることができます。

イ 提出期限

令和8年4月22日（水）午後5時まで

ウ 確認結果

令和8年4月24日（金）電子メールにより通知

エ 留意事項

(ア) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消します。

(イ) 提出期限までに提出しない者は、参加資格を失います。

(2) 確認後の参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失います。また、都合により辞退する場合は、企画提案競技参加辞退届（様式3）を提出してください。

9 審査書類の作成及び提出

参加者は、次の（１）の審査書類を（２）の提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送により提出する場合は、提出期限までの必着とします。

（１）提出書類

ア 企画提案書提出届（様式４）１部

イ 企画提案書 ５部

（ア）仕様書中２の（２）の業務内容の実行に関する企画について提案してください。

（イ）企画提案書は、原則としてA４版、横書きで、枚数は１０ページ以内（表紙・裏表紙を除く。）とします。

ウ 見積書（様式任意） １部

本業務を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税を含む。）とその積算内訳を明らかにした見積書（宛先は秋田県知事）に、所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入の上押印してください。

エ 賃金水準の向上に関する書類 １部

企画提案競技審査票のうち、賃金水準の向上に該当する場合は、以下の書類を提出してください。

- ・直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
※令和８年の場合は、直近年の令和７年及びその前年の令和６年。
- ・事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）
- ・「パートナーシップ構築宣言」の写し

オ 女性の活躍推進に関する書類 １部

企画提案競技審査票のうち、女性の活躍推進に該当する場合は、以下の書類を提出してください。

一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	都道府県知事が交付するえるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
都道府県知事表彰の受賞（女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）	表彰状の写し（写真可）

(2) 提出期限

令和8年4月22日(水)午後5時まで

(3) 提出に係る留意事項

ア 提出できる企画提案は1案とします。

イ 提出期限までに審査書類を提出しない者は、辞退したものとみなします。

ウ 見積額が実施要領中の2の(4)の上限額を超えている場合は、審査の対象としません。

エ 一度提出した企画提案書は、これを書き替え、引き替え、又は撤回することはできません。

10 企画提案競技の審査と委託候補者の選定

(1) 企画提案競技の審査

【資料3】「阿仁熊牧場校外学習誘致業務委託企画提案競技審査要領」に基づき、企画提案書について審査を行います。

(2) 審査日程

令和8年4月24日(金)

(3) 審査方法

企画提案書等の書類審査による審査を行います。

(4) 選定

参加者のうち、第1順位者を委託候補者として選定します。

(5) 留意事項

ア 次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外します。

(ア) 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

(イ) 関係者に対し工作等の不当な活動を行ったと認められる場合

(ウ) この実施要領に定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

イ 参加者は、審査書類提出後であっても、県からの選定結果通知前であれば、企画提案競技参加辞退届(様式3)を事務局に提出することにより、審査を辞退することができます。

なお、参加者は、参加の辞退により不利益を生ずるような取扱いを受けないものとします。

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和8年4月27日(月)(予定)に、各参加者へ電子メール及び書面により通知するほか、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「コンペ情報」に掲載します。

(7) 苦情の申し立て

参加資格の確認や選定結果、その他手続きに関して不服がある場合には、当該通知の

翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない）以内に契約担当者に対して書面により（様式は任意）申し立てることができます。

11 契約に関する事項

（1）契約の相手

本実施要領中の10により選定された委託候補者と単独随意契約します。

（2）企画提案内容と業務の関係

企画提案書に記載された事項は、この委託業務の契約時の仕様書の一部として扱うものとします。委託契約に当たっては、審査会における意見を踏まえ、選定された委託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行い、県と当該委託候補者双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。また、県と当該委託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容の追加又は修正を行う場合があります。

（3）次点の繰り上げ

選定された委託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった参加者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとします。

（4）契約保証金

ア この委託業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則4号。以下「規則」という。）第177条の規定に基づいて、県に対し委託金額の10分の1に相当する額を契約保証金として支払っていただくか、又はそれに代わる担保を提出していただきます。ただし、規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除します。

イ 受託者が支払った契約保証金は、規則第179条の規定により還付します。

12 公正な企画提案競技の確保

（1）参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（2）参加者は、企画提案に当たっては競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案等を作成しなければなりません。

（3）参加者は、選定前に他の参加者に対し、企画提案等を意図的に開示してはいけません。

（4）参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又

は企画提案競技の執行を延期し若しくは取り止める場合があります。

13 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に属します。

イ 参加者が県に提出した書類は、返却しません。

(2) 企画提案内容に含まれる特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。

(3) 本業務の企画提案書等の提出に要する費用は、参加者が負担してください。